### **４．介護サービスの質の確保・向上と適正・円滑な運営**

#### （１）介護サービスの提供

○　居宅サービスについては、要支援・要介護認定者が、一人ひとりの心身の状況や生活環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域において在宅生活を継続していけるよう、サービスの提供状況をふまえつつ、需要に見合うサービス供給量の確保等に努めます。

○　施設サービスについては、居宅サービスとのバランス、病床の機能分化、特別養護老人ホームの待機、「介護離職ゼロ」の取組の推進や今後の介護需要等をふまえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の設置状況も勘案し、必要な基盤を整備します。

○　地域密着型サービスについては、地域ニーズを把握し、公募等の手法も活用しながら、ニーズに対応した新たなサービス基盤を進めるとともに既存地域密着型サービスの利用促進を図ります。更に、地域密着型サービスの運営にあたっては、「箕面市介護サービス評価専門員会議」での意見の反映に努めます。

○　要介護者等に対するリハビリテーションサービスについては、医療保険で実施する急性期・回復期リハビリと、介護保険の生活期リハビリへの切れ目のないサービス提供体制を構築していきます。

#### （２）介護サービスの基盤の充実と質の確保・向上

##### ア）適切な指導監査の実施

○　引き続き、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本に介護給付等対象サービスの質の確保と保険給付の適正化を図るため、法令等に基づき、介護給付等対象サービスの提供事業者に対し、指導監査を適宜実施していきます。

○　指導監査の対象となる事業者については、従前から市町村の指定、指導等の権限下にある指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に加え、大阪府から指定、指導等の権限移譲を受けた指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者も対象となります。

○　給付適正化の取組や相談・苦情の申し出、事業者からの事故報告等により把握した内容をもとに、より市民生活に根ざしつつ、さらなるサービスの質の確保・向上のため、法令等に基づき適宜、適切な指導監査を行います。

##### イ）事業者や福祉の質の確保・向上、介護人材の確保

○　本市では、市内の事業者が主体となって「箕面市居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所連絡会」、「箕面市通所サービス事業所連絡会」、「箕面市グループホーム連絡会」、「箕面市小規模多機能型居宅介護連絡会」、「箕面市訪問看護ステーション協議会」を運営しています。本市としては、引き続き、各連絡会に対し、情報提供等の支援やサービスの質の向上に向けた取組等を、連携して進めていきます。

○　各サービス事業者に対し、様々な機会を通じて、研修の実施や情報提供などの支援を行い、サービスの質の向上に向けて事業者と連携して取り組みます。

○　事業者の職員のストレス対策や、知識・介護技術の向上などに関し、研修情報の提供や啓発を進め、施設等における虐待防止に努めます。

○　介護現場においては、介護職員及びその他の専門職も含め、介護人材不足が大きな課題であるため、国の「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」や「介護雇用管理改善等計画」に基づいて、福祉・介護人材確保の取組を進めます。具体的には、北摂地域介護人材確保連絡会議に参加し、介護の仕事の魅力向上、離職防止等に取り組みます。

○　身体介護を必要としないかたの生活援助を担う生活支援サポーターを養成するとともに、介護サービスに従事するヘルパーや介護士などの人材確保に努め、資質の向上を図ります。

○　介護業務の効率化の取組については、各サービス事業者に対し、国・大阪府からの情報提供や地域医療介護総合確保基金の利用促進等による支援に努めます。

#### （３）包括的な相談体制等の充実

##### ア）相談体制の充実

○　ささえあいステーションを中心として総合相談を受け付け、適切な専門機関につなぐことで、利用者が気軽に身近に相談できる体制の充実を図り、より身近な相談窓口のありかたについて検討を進めます。

○　介護サービスを含む保健福祉サービスの利用者やその家族からの相談・苦情に対し適切かつ迅速な対応を行うとともに、保健福祉サービス提供時における事故等について適切な対応が行われているかの確認を行い、サービスの質の確保・向上を図ります。

##### イ）高齢者等利用者にとってわかりやすい情報の提供

　○　介護保険制度や介護保険サービスについて必要なかたが利用しやすいように、周知・広報の方法を更に工夫します。

○　情報が届きにくい外国人や障害者に対しては、外国語版リーフレットの配布、市公開ホームページへの「高齢者福祉サービスのご案内」等の情報掲載により、情報のバリアフリー化を図ります。

○　介護サービスの利用者が最も身近に情報を得られるケアマネジャーやサービス事業者に対しては、概ね２か月に１回開催されている「箕面市居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所連絡会」やその他の機会を通じて、情報提供を行います。

○　高齢者の見守りや行政へつなぐ役割を担っている民生委員・児童委員に対しては、研修等により制度周知に努め、身近な地域における相談支援体制づくりを図ります。

○　情報提供を行う際には、個人の特性から生じる情報の届きにくさに配慮しながら、市ホームページ、広報紙もみじだより、コミュニティＦＭ放送（タッキー816）等様々な媒体を活用するとともに、点字や外国語なども含め、利用者本位の情報提供を進めます。

○　市や社会福祉協議会等が実施する、認知症や介護に関する講演会や、高齢者の相互交流・地域住民との交流を進める高齢者ふれあいいきいきサロンや高齢者の会食会等を通じ、身近な地域での情報提供を継続的に実施します。

#### （４）介護保険事業の適正かつ円滑な運営

##### ア）適正な要介護認定の実施

○　介護認定審査会の審査前には、市職員が認定調査結果や主治医意見書の点検を行うとともに、必要に応じ認定調査員への疑義照会や主治医への意見照会を実施して、審査・判定の適正性を確保します。また、認定調査員及び介護認定審査会委員の判定技能の向上を図るための研修を実施します。

○　認定審査会においては、認定調査による障害等の特記事項を審査・判定に適切に反映させます。

○　認定調査においては、外国人や障害者等コミュニケーション支援が必要なかたについて、多言語通訳、手話通訳、筆談等ができる者の同席などの配慮を行い、より正確な心身状況の把握に努めます。

##### イ）介護給付適正化事業の推進

○ 　介護給付の適正化については、令和２年(2020年)９月に厚生労働省より「第５期（令和３年度～令和５年度）介護給付適正化計画」に関する指針が発出されました。これをふまえ策定される「第５期（令和３年度～令和５年度）大阪府介護給付適正化計画」に基づき、本市においても引き続き、計画に定められた主要８事業（認定訪問調査の点検、ケアプランチェック、住宅改修の適正化、福祉用具購入・貸与調査、医療情報との突合、縦覧点検、介護給付費通知、給付実績の活用）について実施目標を設定し、より一層の適正化に取り組みます。

○　サービス事業者による不正請求の疑いがある場合はもとより、サービス提供体制の不備や事業者指定に係る基準に抵触する恐れがある場合には、関係機関等と連携しながら、積極的に調査や指導・監査を実施します。

■介護給付適正化の取組内容と目標

|  |
| --- |
| □認定訪問調査の点検  認定審査における資料において、不整合や記述内容の疑義等の確認を行う。  目標件数　審査件数の全件  □ケアプランチェック  市給付担当部署、地域包括支援センターが中心となり、ケアプランが利用者の自立につながる真に必要なサービスの位置づけがされているか確認する。  目標件数　住宅型有料老人ホームの全件／３年  サービス付き高齢者向け住宅の一部／３年  □住宅改修の適正化  ①サービス利用者から提出された住宅改修費支給申請書の市における審査の際に、リハビリテーション専門職（必要に応じて建築専門職）により点検を行う。  目標件数　申請件数の全件を書類審査  ②住宅改修工事の事前または事後に、リハビリテーション専門職による現地調査等の確認を行う。また、病院や介護事業者などの他機関のリハビリテーション専門職とも連携し住宅改修の適正化に努める。  　　目標件数　申請件数中30％以上／年  □福祉用具購入・貸与調査  ①福祉用具の選択や使用方法について、リハビリテーション専門職が訪問指導を行い、地域ケア会議の際に福祉用具購入の点検並びに福祉用具貸与計画も合わせて点検を行い、適正な利用を助言する。  目標件数　申請件数中10％以上／年  ②貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が貸与利用者の内から無作為に抽出し点検する。  目標件数　申請件数中10％以上／年  □医療情報との突合  医療情報との突合リストにより、給付状況を確認する。  目標回数　12回以上／年  □縦覧点検  　縦覧点検一覧表により、重複請求などの疑義等の確認を行う。  　　　目標回数　12回以上／年  □介護給付費通知  　介護保険サービス利用者へ利用実績を通知する。  　　　目標月数　全月数  □給付実績の活用  　ケアプランチェックと並行し、給付実績等の情報を活用して、不適正な給付がないか確認する。  　　　目標回数　12回以上／年 |

##### ウ）社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担軽減措置

○　社会福祉法人による「介護保険サービス利用者負担軽減措置」は、低所得で特に生計が困難な高齢者に対し、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする制度です。

○　本市においては、引き続き「介護保険サービス利用者負担軽減措置」制度を広く周知します。

##### エ）介護サービス評価専門員による評価

○　引き続き、介護サービス評価専門員を設置し、地域包括支援センター、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の運営、その他介護サービスに関する事項に関し、公正かつ中立的な立場で意見を述べ、事業運営の評価を行います。

○　第７期計画以降、地域課題を分析し、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載するとともに、施策の実績評価や目標の達成状況の公表を行うＰＤＣＡサイクルの推進による保険者機能の強化が求められています。そのため、「箕面市介護サービス評価専門員会議」において本計画の評価を行い、目標の進捗状況に応じて、必要な改善策や目標の見直し等について検討を行っていきます。

○　認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を実施する事業者が設置する運営推進会議に、介護サービス評価専門員が市の職員とともに出席し、利用者やその家族等の意見を聴き、また、中立的な立場から意見を述べ、評価を行うことにより、より地域に開かれたサービス提供基盤の確保とサービスの質の向上を図っていきます。